

静岡県コンベンションアーツセンター指定管理業務仕様書

1 共通事項

(1) グランシップの設置目的

「学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図ること」を目的に設置された施設です。

(2) グランシップの理念と基本方針

グランシップは、人、もの、文化、情報が交わり、人々が集い憩う“県民の心のオアシス”となることを理念とし、以下の基本方針により運営するものとします。

- ①県民のニーズに合った企画、貸館事業の推進
- ②文化を育て、創造する機会の提供と文化産業の振興
- ③国内外との交流と情報ネットワークの拡大
- ④事業の企画運営に県民や企業が参加するオープンシステムの構築
- ⑤気配り豊かな施設の運営

(3) 開館時間

開館時間は午前9時から午後10時までとしますが、指定管理者が特に必要があると認める場合には、知事の承認を得てこれを変更することができるものとします。

(4) 休館日

休館日は、知事の承認を得て指定管理者が定めることとします。

(5) 使用の承認

指定管理者がセンターの使用の承認、取消し等を行うことができます。

(6) 利用料金に関する事項

センターの貸館にかかる利用料金は指定管理者の収入とします。

また、静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成10年静岡県条例第36号）別表の額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて、利用料金を定めることができます。

(7) 利用料金の減免

知事が定める基準に該当する場合には、利用料金を減免することができます。基準は以下のとおりとします。

- | | |
|----------------------------|----------|
| ①指定管理者が主催又は共催する事業で知事が認めるもの | 100分の100 |
| ②会議ホール及び会議室全室を国際会議等に使用するとき | 100分の15 |
| ③その他知事が必要と認めるとき | その都度定める率 |

2 グランシップ企画事業に関する業務

県民ニーズに基づいた県民主体の事業展開にしていくとともに、本県公共ホールの中核にふさわしいオリジナル性にあふれた事業を実施することによりグランシップブランドの確立を目指すこととし、次の5つのコンセプトを柱としたグランシップ企画事業を実施していくこととします。

なお、実施にあたっては、令和3年1月に設置されたアーツカウンシルしずおかの

知見やノウハウの活用や、「ふじのくに文化振興基本計画」（令和4年3月策定予定）を念頭においたにおける目標や重点施策を実現するような事業計画であるものとし

（1）文化鑑賞機会の提供（実演の鑑賞に繋がるよう、Webなどを効果的に活用すること）

- ①質の高い文化・芸術を鑑賞できる事業を実施する。
- ②県民ニーズにあった賑わいのある事業を実施する。
- ③幅広い年齢層を対象とした事業を実施する。

（2）県民参加型事業の実施

オリンピック文化プログラムのレガシーを生かし、年齢、性別、国籍、障害の有無に関わらずあらゆる人が活躍できる共生社会の実現を意識した県民参加の事業展開を順次拡大する。

（3）地域文化の振興を支える事業の実施

- ①地域の文化活動を担う個人、団体に活躍の場を提供するなど、鑑賞者づくり、表現者づくりを支える事業を実施する。
- ②地域の文化活動を担う個人、団体に係る情報提供及び交流事業を実施する。
- ③地域において文化を「ささえる」主体である県内他館と協働し企画制作のノウハウを共有し、また、より多くの県民に対し文化・芸術の鑑賞機会を提供するための出前公演事業を実施する。

（4）全国に向けた文化交流事業の実施

全国からの参加者が期待される事業や、全国から作品を公募する要素を盛り込んだ事業を実施する。

（5）県と連携して推進する事業の実施

特に次に掲げる事業を、県と連携して実施するものとする。

- ・しずおか連詩の会
- ・県の障害者芸術の振興施策を踏まえた事業
- ・オリンピック・パラリンピック文化プログラムの成果を踏まえた、民俗芸能等地域の文化資源を活かした保存・活用に資する事業

（6）県が推進する施策に積極的に参画する事業

- ・東静岡周辺の賑わいを創出する事業等

3 貸館に関する業務

グランシップの理念である「県民の心のオアシス」となることを目指し、次のような観点で貸館事業を実施することとします。

（1）施設の特性に合った戦略的、積極的な営業活動、広報活動の強化

①営業戦略の強化

戦略的、積極的な営業活動、広報活動を実施することにより、新規利用者の拡大対策及びリピーター確保対策を実施する。

②利用促進のための広報活動の強化

主催者への広報支援と効果的な施設広報宣伝を実施する。

(2) 県民ニーズに沿った貸館事業の推進

- ①利用者アンケート、利用者懇談会、ホームページなどを活用し、利用者からのニーズを調査・分析し、使い勝手のよい施設とする。
- ②来館者からの意見や要望、県政モニターや投書など、県民からの声に柔軟に対応し、気配りの行き届いた施設運営を図る。

4 施設等の維持管理に関する業務

別紙のとおりとします。

なお、管理にあたっては以下の点に留意するものとします。

- (1) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切な管理を行うこと。
- (2) 効果的・効率的な管理に努めること。

5 広報に関する業務

グランシップで開催する各種イベントの情報提供、施設利用促進のためのPR及び県内の文化情報を提供するための広報・宣伝活動などを行うこととします。

(1) 催事情報提供事業

- ①インターネットのホームページによる施設案内や催事情報の提供
- ②情報誌の発行
- ③各種公演のチケット販売

(2) 会員制度の運営

6 サポート組織運営

事業運営に県民が参加できる場を提供し、県民の文化意識の向上を図るため、サポート組織を運営するものとします。

7 利用者サービス事業

来館者の利便性向上のみならず、多様な利用者のニーズに応えられるよう、以下の事業を行うこととします。

- (1) レストラン・カフェ・物販などの事業
- (2) 公衆電話、自販機等の設置、運営
- (3) キャッシュレス決済の実施や、利用しやすいWeb環境の提供

8 物品の管理等

県から貸付を受けた備品は県が指定する方法により適正に管理し、不具合等を発見した場合は修繕を行うなど迅速に対応してください。

9 行政財産使用許可施設・設備の扱い

静岡県が行政財産使用許可を与えた施設・設備についての光熱水費等は、静岡県からの委託料に含まれておりませんので、その使用料相当額については許可を受けている者と協議のうえ徴収する等してください。

* 静岡県が行政財産使用許可を与えている施設・設備（令和3年9月現在）

- ①携帯電話無線基地局電気通信設備（NTTドコモ）
- ②携帯電話無線基地局電気通信設備（ソフトバンク）
- ③携帯電話無線基地局電気通信設備（KDDI）
- ④携帯電話無線基地局電気通信設備（UQコミュニケーションズ）
- ⑤光アクセス装置（NTT西日本）
- ⑥光アクセス装置（中部テレコミュニケーションズ）
- ⑦IoT 機器用通信設備（ソニーネットワークコミュニケーションズ）